　0000-02



一般社団法人日本原子力学会

永年会員・シルバー会員表彰に関する規約

2019年11月26日　第5回理事会改定

（目的）

第１条 一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）細則第14条に基づき，本会に長年にわたり在籍した会員を永年会員ならびにシルバー会員とし，これを表彰する。

（永年会員の資格）

第２条　正会員として継続して30年在会した正会員を永年会員とする。ただし，一度退会し再度入会した場合は，再度入会した時から30年とする。

（シルバー会員の資格）

第３条　永年会員でかつ満70歳以上の正会員をシルバー会員とする。

（表彰）

第４条　永年会員には永年会員表彰状，シルバー会員にはシルバー会員表彰状を授与する。

（特典）

第５条　シルバー会員には以下の特典を設ける。

　（１）年会・大会参加料の優遇。

（その他）

第６条 本規約に定めるもののほか，必要な事項は，理事会の定めるところによる。

（改定）

第７条 本規約の改定は，理事会が决定する。

付記：永年会員ならびにシルバー会員制度は，平成元年2月14日の日本原子力学会創立30周年を記念して制定された。

附則

１　平成24年3月16日　第7回理事会制定，平成24年4月1日施行

２　改定履歴

1. 平成25年11月26日　第4回理事会承認
2. 平成26年1月30日　第5回理事会承認
3. 2019年11月26日　第5回理事会承認

附則

１　平成25年11月26日改定の規約は，理事会承認の日から施行する。

２　平成26年1月30日改定の規約は，理事会承認の日から施行する。

３　2019年11月26日改定の規約は，理事会承認日から施行する。